

令和8年企画展シアター映像制作業務に係る 公募型プロポーザル説明書

1 委託業務の内容

- (1) 業務名
令和8年企画展シアター映像制作業務
- (2) 業務内容
令和8年企画展シアター映像制作業務仕様書のとおり
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、5,767,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

2 概要

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館では、被爆の実相を伝えるため、1年ごとにテーマを設け、被爆体験記（追悼記を含む）、映像、被爆資料、写真などにより企画展を開催している。なかでもシアター映像は、被爆の実相をわかりやすく伝えるための重要な要素であり、映像制作業務は、展示内容についての十分な理解と、高度な専門的知識・経験や技術が必要であることから、専門業者に委託する。

3 映像作品の上映目的

国内外から国立広島原爆死没者追悼平和祈念館を訪れる人々に、被爆の実相を伝えるため、被爆体験記（追悼記を含む）を元にナレーションを作成し、被爆写真や市民の描いた原爆の絵、実写映像、BGMなどを駆使して映像を制作し、核兵器の存在が人類にとって普遍的な問題であることをわかりやすく理解してもらう。

なお、映像作品は、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の企画展示室で上映する。また、DVDの貸出しを行うほか、館のWebサイトにも掲載し、無料で視聴ができるようにする。

また、日本語字幕と英語字幕を付ける。

4 参加資格

次に掲げる条件をいずれも満たしているものであること。

- (1) 地方自治体法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」の取扱区分「02 映画・ビデオ・スライド等の製作」に登録している者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有するものであること。
- (4) 公示の日から受託候補者の特定の日までのいずれの日においても営業停止処分又は広島市の指名停止措置者若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていないこと。

5 プロポーザル説明書及び業務仕様書等の配布方法

公益財団法人広島平和文化センター（以下「当財団」という。）のホームページからダウンロードすることができる。

6 参加申込について

このプロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出方法及び提出期限

ア 提出書類 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間 公示の日から令和7年9月16日（火）まで。（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで）

エ 提出先 〒730-0811 広島市中区中島町1-6
国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

オ 提出方法 持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

ア 住所（所在地）・商号又は名称・代表者職氏名

広島市競争入札参加資格者名簿に登録された者（資格審査申請において委任状を提出している場合は、代理人）とすること。

イ 連絡先等

記載事項について問い合わせることがあるので、応答できる担当者を記載すること。

(3) 参加資格確認結果の通知

令和7年9月19日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

7 質問の受付と回答

(1) 仕様書等に関する質問の受付

ア 受付期間

公示の日から令和7年9月16日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所及び問合せ先

前記6(1)エに同じ。

ウ 受付方法

質問書（様式3）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出してください。なお、到着等の事故を防ぐため、電子メール又はFAX送信後、電話で送付の旨を連絡してください。

FAX 082-543-6273

E-mail : info@hiro-tsuitokinenkan.go.jp

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、質問を受けた日の翌日（その日が休日に当たるときは、その直後の平日）以後において、当財団のホームページからダウンロードできる。

8 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書記載項目

表紙には「令和8年企画展シアター映像制作業務」と記載するとともに、提案者名を記載する。

企画提案書に記載する内容は次のとおりとする。様式2（2-1から2-7）を使用のこと。

提 案 項 目	提 案 書 に 記 載 す る 内 容	様 式
1 提案内容の基本的な考え方	提案内容の基本的な考え方を記載すること。	2-1
2 映像素材の提案	提示した被爆体験記（追悼記）を元に、映像のストーリー展開の概要を記載すること。 その際、市民が描いた原爆の絵、被爆写真等及びストーリーに合わせて制作する実写・CG・イラスト等のイメージを含めること。	2-2
3 ナレーターの提案	起用するナレーターを男女各1名ずつ候補を上げること。	2-3
4 実施体制	台本作成、撮影、CG等制作、編集の体制について記載すること。	2-4
5 スタッフの実績	責任者、担当者などの実績、経験年数、業務実績などを記載すること。	2-5
6 事業所の実績	事業所としての類似映像の制作実績を記載すること。任意で実績としてサンプル映像が収録されたDVDを提出することも可。	2-6
7 費用見積書	提案書に記載した内容を踏まえて、各業務における費用の積算根拠を具体的に記載すること。 費用は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。	2-7

(2) 提出部数等

正本1部、表紙を除く副本6部

(3) 提出期間

参加資格確認結果（有資格）通知書受領日から令和7年9月29日（月）まで。（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出場所

前記6(1)エに同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(6) 企画提案書の作成及び記載上の基本事項

ア 企画提案書作成上の基本事項

当該プロポーザルにおいては、指定した提案項目について文書及び図版等により提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品等の作成や提出を求めるものではない。

具体的な制作業務は、契約締結後に具体的な内容を反映しつつ、発注者と協議・調整（企画提案書と内容が異なる場合もある）した上で行うものとする。

イ 企画提案書記載方法

(ア) 提案は、文章、絵、図、写真で表現すること。

(イ) 着色、彩色可。表現は自由とする。

(ウ) 表紙以外は、提案者（協力業者を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）を記入しないこと。

(エ) 責任者及び担当者については、配置予定者を漏れなく記入すること。

(オ) その他

文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は6.0ポイント以上とし、判読できるものとする。

(7) 企画提案書の無効

提出書類について、この説明書に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

9 ヒアリングについて

提出された企画提案書の審査にあたり、以下のとおりヒアリングを行う。

- (1) 日時
令和7年10月2日（木）予定 ※詳細は別途提案者に通知する。
- (2) ヒアリング内容
提案内容についての補足説明等
- (3) 出席者
企画提案書に記載された責任者又は担当者の2名以内とし、代理者の出席は認めない。
- (4) 実施時間
1 提案者25分程度とし、提案者からの説明を15分以内、質疑を10分程度とする。
なお、審査会会場にモニターを用意するので、あらかじめ提出された映像を上映することができる。
- (5) 説明方法
提出された企画提案書及び映像のみを用いて行うものとする。追加資料、企画提案書以外のものの持ち込みは禁止する。

10 審査会について

- (1) 企画提案書の審査は、令和8年企画展シアター映像制作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）が行う。
- (2) 審査基準

提 案 項 目	評 価 基 準	配 点
1 提案内容の基本的な考え方	提案内容の基本的な考え方が祈念館及び展覧会の目的を十分理解したものとなっているか。	10
2 映像素材の提案	被爆体験記（追悼記）を十分に理解したものになっているか。 ストーリー展開は心に訴えるものになっているか。 被爆体験記にふさわしいイメージが選定されているか。 原爆の絵、被爆写真、実写等バリエーションがあるか。 映像化が可能なものになっているか。	25
3 ナレーターの提案	朗読原稿にふさわしいナレーターが選定されているか。	5
4 実施体制	バックアップ体制、管理体制が示されているか。	5
5 スタッフの実績	責任者・担当者が過去に同様の業務を実施しているか。 業務内容に関する知識・知見などを持っているか。	10
6 事業所の実績	事業所が過去に同様の業務を実施しているか。	5
7 費用見積書	経費的に実現可能なものか。 費用の積算根拠が妥当であるか。 事業金額が合理的かつ低廉かどうか。	15

（計75点）

- (3) 最優秀提案の選定

審査会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。ただし、最優秀提案者が、参加申込の日以後、審査会開催の日までの間に営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けたときは、次順位の者を最優秀提案者として選定する。

11 審査結果

審査結果は、すべての参加者に、書面により通知する。

＊選定されたか否かのための通知を各参加者に郵送で行う。

＊選定後は、今回の応募者全員の称号・名称、各応募者の評価結果（内訳概要）、審査委員の氏名及び職名を当財団のホームページに掲載する。

12 契約について

- (1) 最優秀提案者として選定された者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、保険会社との間に当財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に当財団理事長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記6(1)エに提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（当財団のホームページからダウンロードできる。）を前記6(1)エに提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(㉠)から(㉢)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(㉠) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体又は当財団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(㉡) 広島市税について滞納がないこと。

(㉢) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（当財団のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、当財団による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、当財団において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記6(1)エに申請すること。

- (3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その決定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として選定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。
- (4) 最優秀提案者との契約に関する協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を最優秀提案者として選定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

13 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到着しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成、提出並びにヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の差替え及び再提出を認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合には、失格となることがある。

- (6) 企画提案書に記載された責任者、担当者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。
- (7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に係る内容は、最優秀提案者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、当財団情報公開規程第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められる等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 公募型プロポーザルに参加しようとするものは、審査会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (9) 本件プロポーザルに関して、天災地変があった場合、プロポーザル参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、プロポーザルを公正に執行できないと判断されるときは、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。

14 問い合わせ先

〒730-0811 広島市中区中島町 1-6
国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
TEL 082-543-6271 FAX 082-543-6273
E-mail : info@hiro-tsuitokinenkan.go.jp